品川区いじめ防止対策推進基本方針の改訂について

文教委員会資料

令和６年５月１３日

教育総合支援センター

１．改訂の趣旨

「品川区いじめ防止対策推進条例」の趣旨およびこれまで学校・教育委員会が推進してきたいじめへの取り組み等を踏まえつつ、教育委員会等との連携協力の下、区として総合的かつ効果的ないじめ対策を推進していくため、本基本方針の改訂を行った。

２．主な改訂点

（１）児童・生徒へのいじめ相談に係る勧奨の記載

（２）「品川区いじめ問題調査委員会」の設置と役割の明文化

（３）区長部局と教育委員会との連携・協力体制の強化を図るための「品川区いじめ対策協議会」の設置と役割の記載

（４）区長部局によるいじめ防止等の取組みについての記載

（５）本基本方針の策定者に「品川区および区教育委員会」と連名表記　など

３． 改訂日

令和６年５月１日

４．教育委員会の対応

（１）いじめに関する情報の一元化を図り、区長部局と連携して、迅速かつ適切な対処に努めていく。

**改訂日**

令和６年５月１日

（２）区長部局との定期的に開催する品川区いじめ対策協議会においては、相互に把握している事および学校の対応方針について情報提供を行い、適切な対応協議と進捗状況の管理を徹底する。

**改訂日**

令和６年５月１日

（３）いじめに関する取組み等について、区長部局とともに広報啓発活動を進め、いじめ防止のための施策を総合的かつ実効的に実施する。